平成18年5月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第3 4条第3項の規定に基づき、「予防技術資格者の資格を定める件」(平成1 7年消防庁告示第13号)及び「予防技術資格者の資格を定める件の運用に ついて」(平成17年消防予第311号)に定める予防技術資格者の資格、 認定及び配置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(予防技術資格者の資格)

- 第2条 火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 次条第1号に規定する資格を有するものであって、消防庁長官が指定する試験(以下「予防技術検定」という。)に合格したもののうち、火災の予防に関する業務(以下「予防業務」という。)に通算して2年以上従事した経験を有する消防職員
 - (2) 次条第2号から第4号までに規定する資格を有する者であって、予防技術検定に合格したもののうち、予防業務に通算して4年以上従事した経験を有する消防職員

(予防技術検定の受検資格)

- 第3条 予防技術検定を受けることができる者は、次の各号に定める者とする。
 - (1) 別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者
 - (3) 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)及び大学院にあっては大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)による単位を通算して20単位以上修得した者
 - (4) 予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員

(講習の課程)

第4条 前条第1号に規定する別表第1から別表第5に定める講習の課程については、消防学校における「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年消防庁告示第3号)の規定に基づく「初任教育」、「予防査察科」及び「危険物科」の課程に加え、別表に定める講習時間に満たない教科目について別途に講習等により履修して補うことで足りるものとする。

(受検資格の証明)

- 第5条 予防技術検定を受検しようとする者は、予防技術検定を受検する際に、 受検資格を証明する書類を次により予防技術検定の実施に関する事務を行う 者として消防庁長官の指定を受けた者に提出するものとする。
 - (1) 第3条第1号に規定する者は、消防長が講習の課程の修了を証明する書類(第1号様式)
 - (2) 第3条第2号又は第3号に規定する者は、当該学校長等が発行する卒業 証明書又は履修を証明する書類
 - (3) 第3条第4号に規定する者は、1年以上の予防業務に従事した実績について消防長が証明する書類(第2号様式)

(予防技術資格者の認定及び区分)

- 第6条 消防長は、第2条各号及び附則第2各号に規定する要件を満たすものに対して、次に定める区分に従い、予防技術者資格認定証(第3号様式)を 交付するとともに、予防技術資格者名簿(第4号様式)を作成し、必要事項 を記録するものとする。
 - (1) 防火査察専門員(立入検査、防火管理又は違反処理等の防火査察に関する業務を担当するものをいう。)
 - ア 予防技術検定のうち防火査察の区分に合格した消防職員
 - イ 附則第2各号に規定する消防職員で、次条各号に規定する指定予防業務(以下「指定予防業務」という。)のうち防火管理、防火査察又は違反処理に関する業務に従事した経験を有する者(平成23年3月31日までに、消防長に認定された者に限る。)
 - (2) 消防用設備等専門員(消防同意、消防用設備等に関する業務を担当する 者をいう。)
 - ア 予防技術検定のうち消防用設備等の区分に合格した消防職員
 - イ 附則第2各号に規定する消防職員で、指定予防業務のうち消防同意又 は消防用設備等に関する業務に従事した経験を有する者(平成23年3

- 月31日までに、消防長に認定された者に限る。)
- (3) 危険物専門員(危険物に関する業務を担当する者をいう。)
 - ア 予防技術検定のうち危険物の区分に合格した消防職員
 - イ 附則第2各号に規定する消防職員で、指定予防業務のうち危険物に関する業務に従事した経験を有する者(平成23年3月31日までに、消防長に認定された者に限る。)

(指定予防業務)

- 第7条 指定予防業務は、それぞれ次に定めるところによるものとする。
 - (1) 防火管理 防火対象物の管理について権限を有するものに対し、次に 掲げる次項の指導及びこれらに関する業務をいう。
 - ア 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条第 1項及び法第8条の2第1項の規定に基づく消防計画の作成その他防火 管理上必要な業務
 - イ 法第8条第2項の規定に基づく防火管理者の選任及び解任の届出
 - ウ 法第8条の2第2項の規定に基づく共同防火管理の協議すべき事項の 届出
 - エ 法第8条の2の2第1項の規定に基づく防火対象物の点検及び報告
 - オ 法第8条の2の3第1項の規定に基づく防火対象物の点検及び報告の特例の認定
 - カ 法第8条の2の4第の規定に基づく避難施設の管理
 - (2) 防火査察 法第4条の規定に基づき、資料提出命令、報告徴収及び立 入検査により消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、不 備欠陥事項の有無を判断し、その是正の

指導を行う業務をいう。

- (3) 違反処理 第2号の立入検査の結果により、不備欠陥事項の有無、火災発生危険性等から必要と認めるときに、次に掲げる規定に基づき指導又は措置命令等の行政処分及びこれらに係る手続きを行う業務をいう。また、次に掲げるもののほか、第6号に規定する危険物に関する業務に係る手続きを含むものとする。
 - ア 法第3条、法第5条、法第5条の2及び法第5条の3
 - イ 法第8条第3項、同条第4項、法第8条の2第3項及び同条第4項
 - ウ 法第8条の2の2第4項
 - エ 法第17条の4

- (4) 消防同意 法第7条第1項の規定に基づき同意を求められた建築物の 計画について、法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物の 防火に関するものに違反する事項の有無を判断する業務をいう。
- (5) 消防用設備等 法第17条第1項に規定する消防用設備等又は同条第3項に規定する特殊消防用設備等が法第17条第1項の規定に基づく政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に適合しているかどうかの判断及び法第17条の3の2に基づく検査並びにこれらに関する業務をいう。
- (6) 危険物 法第9条の4に規定する少量危険物、法第10条から第16条の9までの規定に基づく危険物の貯蔵又は取扱い並びに危険物施設の位置、構造又は設備の状況が技術上の基準に従っているかの検査並びに技術上の基準に従うよう行う指導及び命令を行う業務をいう。

(配置の基準)

第8条 予防技術資格者の配置は、「消防力の整備指針」第34条第3項の規定に基づき、消防本部及び消防署において、火災の予防を所掌事務する担当 又は担当に相当する組織に、第6条に規定する区分に応じて一人以上配置するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

なお、予防技術検定に関する手続きその他の行為は、施行前においても行うことができるものとする。

(経過措置)

- 第2 平成23年3月31日までに次に該当した者は、予防技術資格者とみな すことができるものとする。
 - (1) 予防業務に通算して5年以上従事し、かつ、指定予防業務(防火管理・防火査察・違反処理・消防同意・消防用設備等・危険物に関する業務。以下同じ。)に1年以上従事した経験を有する消防職員
 - (2) 消防大学校において火災の予防に関する教育訓練の課程を修了し、かつ、 指定予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員
- 第3 第2条各号及び附則第2各号の規定により予防技術資格者の資格を得た ものは、予防業務に従事しないこととなった時においても、その資格を失す

ることはなく、また、附則第2各号の規定により予防技術資格者とみなされる者は、平成23年3月31日以降においても、その資格を失することはないものである。

別表第1

基礎課程(1)(必須)

教	科	目		時	間	表
予防広報						2 0 時間
危険物						8 時間
消防用設備						1 2 時間
査察						2 4 時間
建築						1 0 時間
火災調査						1 5 時間

別表第2

基礎課程(2)(必須)

教	科	目	時	間	表	
違反処理						8時間

別表第3

防火査察課程

	教	科	目		時	間	表
査察							1 1 時間
違反処理	里						1 4 時間
查察実	<u> </u>						7 時間
事例研究	究						6 時間
効果測況	定等						5 時間

別表第4

消防用設備等課程

教	科	目		時	間	表	
消防同意							6時間
設備規制事務						2	6時間
事例研究							6 時間
効果測定等							5 時間

別表第5

危険物保安課程

教 科 目	時 間 表
危険物化学	5 時間
危険物規制	2 1 時間
事例研究	4 時間
効果測定等	5 時間
危険性評価・設備等の性能評価	8 時間

						修		了			Œ		明	:	書					
出		1	名								生	年	月	日			年	J	月	日
講	習(5 7	称										誱	ţ	習					
講	習其	归 「	間						P成 P成		年	F F		 時	日まて					
				-	上記	のと	:お	IJz	相道	皇才	よし	ヽこ	<u>ا</u> ک	を証	E明しる	ます	- 0			
	証明	月年	.月!	日				平月	戓		年		月		日					
	消防	与本	部	名				津ī	市消	防	i本i	邹	E	:[7						
	証	明	4	者				氏電	Α	名記	i 5	0	59-2	254–	本部消[0354 7755	防長	<u>.</u>	印		

	実 務	新経	験 証 明	書		
氏 名			生年月日	4	手 月	日
職務内容	立,	入検査・『	防火管理・危険	物規制事務	等	
実務経験 期 間			年 月 年 月 (年 月	日まで		
	上記のとお	らり相違:	ないことを証	E明します	o	
証明年月	日	平成	年 月	日		
消防本部	名	津市消防	方本部 印			
証明	者	役 耶 氏 名 電 言 F A 〉	3		印	

予防技術資格者認定証

階級 0000

氏名〇〇〇

消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件(平成十七年消防庁告示第十三号)に基づき予防技術資格者[専門員]として認定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

津市消防本部

消防長

印

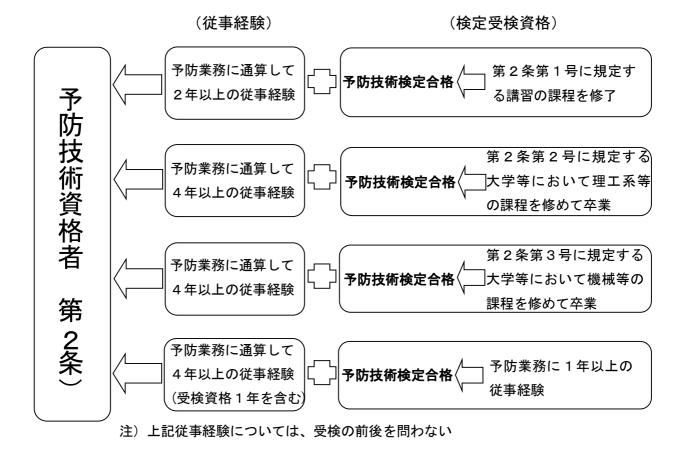
予防技術資格者名簿

整理番号	階 級	氏	名	資	格	要	件	区	分

[※] 資格要件は、第2条各号及び附則第2各号に規定する予防技術資格者の資格の要件を記載すること。

[※] 区分は、第6条各号に規定する専門員の区分を記載すること。

予防技術資格者の資格



平成23年3月31日までの間に、以下に該当した場合

